

文教福祉常任委員会会議録

令和4年6月2日

寒川町議会

出席委員 岸本委員長、橋本副委員長
小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、
横手委員
佐藤（一）議長

説明者 三橋健康福祉部長、三橋高齢介護課長、秋庭副主幹、中瀬主査
案 件
(付託議案)

1. 議案第32号 寒川町介護保険条例の一部改正について

午前10時15分 開会

【岸本委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第32号 寒川町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆さん、こんにちは。本日は6月会議初日に文教福祉常任委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。

先ほど本会議でご提案いたしました付託議案1、議案第32号 寒川町介護保険条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。三橋高齢介護課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、議案第32号 寒川町介護保険条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。説明に当たり、さきの健康福祉部長の説明と重なるところもございますが、ご了承くださいようお願い申し上げます。

改正の趣旨でございますが、町では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少したこと等による介護保険第1号被保険者に係る保険料の減免を令和2年度には21名、令和3年度には9名の方々に実施したところでございます。令和4年度につきましても、この減免の適用期限を延長し、国の財政支援により、引き続き、保険料減免措置を実施するものでございます。

では、改正内容について、新旧対照表でご説明します。タブレット資料01、議案第32号 寒川町介護

保険条例の一部改正についてをお開きください。3ページ目の寒川町介護保険条例新旧対照表をご覧ください。制定附則第10条の改正です。現行では、令和2年2月1日から令和4年3月31日までと規定されている対象保険料の納付期限等について、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに改めます。

次に、現行では、単に保険料と規定していた部分について、令和3年度及び令和4年度保険料と、明確に年度を示して規定いたします。

次の改正点2か所については、遡及して資格取得をした場合の規定で、令和2年度以前までに遡及して資格取得した場合の保険料については減免の対象外とするため、現行に規定の日付を改める改正です。最後に、改正附則として、施行日と適用日について規定しています。

なお、被保険者が保険料の減免を受けるためには町への申請が必要です。

本議案の可決をいただいた後、町の広報及びホームページに周知記事を掲載するほか、6月中旬に発送予定の保険料決定通知に、手続等について記載した案内を同封するなど、きめ細やかな案内に努めます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。よろしいでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

【岸本委員長】 では、このまま討論に入ります。

議案第32号 寒川町介護保険条例の一部改正について、まずは反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたします。

これをもって、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時20分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年8月25日

委員長 岸 本 優